

「西東京市第2次基本構想・基本計画 中間のまとめ」に対するパブリックコメントの扱いについて

分類	意見内容	審議会の対応	方向性
①	理念や計画の方向性に関わる内容の意見であり、審議会において判断をしていただきたいもの	本日、意見交換を行った上で取り扱いの方向性を 判断 していただきたいもの	修正する必要があるか修正する必要があるかを判断する
②	既に計画に反映していると考えられる意見であるが、審議会においても確認をしていただきたいもの	本日、意見交換を行った上で取り扱いの方向性を 確認 していただきたいもの	基本的には修正しない方向と考えられるが、その方向で良いかどうかを確認する (修正の可能性あり)
③	既に計画に反映できていると判断するもの	後日、内容を確認してご意見をいただきたいもの	ご意見を踏まえ、適宜対応する
	既に計画に反映する方向としているものや今後の個別事業の検討の際に対応するもの (主要事業・全体構成・財政フレーム・成果指標など含む)		
	国や東京都、市以外の民間企業又は事業者などが実施主体であり、計画の範囲外と判断されるもの		
	一般的な意見の範囲を超えており、あまりにも突出しているために参考意見として扱うもの		
	意見として寄せられているもの(回答を求めているもの)		